

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年4月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第15号

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

墨田区後期高齢者医療に関する条例（平成20年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第9条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。